

個人情報取扱規程

（目的）

第1条 本規程は、公益財団法人マニー松谷医療奨学財団（以下「本財団」という。）が、個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）及び本財団定款第46条2項の規定に基づき、個人情報の有効な利活用に配慮しつつ、個人情報について適正な管理を行うことにより、個人の人格を尊重し、その権利及び利益を保護するため、本財団及び本財団の役職員等が遵守すべき個人情報の保護及び取扱いに関する基本事項を定めることを目的とする。なお本規程は、本財団のホームページ（以下「HP」という。）に掲載し公表する。

（用語の定義）

第2条 本規程及び本規程に基づいて策定される個人情報取扱規程細則（以下「本規程細則」といい、本規程第23条に規定する。）等において使用する用語については、次のとおりとする。

- (1) 「個人情報」とは、法第2条1項1号に規定する生存する個人に関する情報であって、次のいずれかに該当するものをいう。
 - ①当該情報に含まれる氏名、生年月日及びその他の記述（個人識別符号を除く。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合でき、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）
 - ②法第2条2項に規定する個人識別符号が含まれるもの
- (2) 「要配慮個人情報」とは、法第2条3項に規定する本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして個人情報保護施行令（以下「政令」という。）第2条で定める記述等が含まれる個人情報をいう。
- (3) 「本人」とは、法第2条4項に規定する個人情報によって識別される特定の個人をいう。
- (4) 「個人情報データベース等」とは、法第16条1項に規定する個人情報を含む情報の集合物であって、電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの、又は紙面で処理した個人情報を一定の規則に従って整理・分類し、目次、索引、符号等を付し容易に検索することができる状態に置いているものをいう。

ただし、利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが少ないものとして政令第3条で定めるものを除く。
- (5) 「個人データ」とは、法第16条3項に規定する個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。
- (6) 「保有個人データ」とは、法第16条4項に規定する開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データであって、その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとし政令第4条で定めるもの以外のものをいう。
- (7) 「個人情報取扱責任者」とは、本財団の代表理事（以下「代表理事」という。）によって指名され、本規程細則に記載され、個人情報に関する法令遵守に関する責任と権限を有するものとする。

(8)「役職員等」とは、本財団の理事、監事、評議員、選考委員、及び事務局関係者等の当該事業活動に携わる者をいう。なお「事務局関係者等」には、契約/委託契約により従事する事務局員・顧問で、書面にした契約書の有無及び報酬の有無を問わず本財団の事業に参加している者が含まれる。

(個人情報の利用目的)

第3条 本財団は法第17条1項の規定により、個人情報を取り扱うに当たっては、その利用目的をできる限り特定する。

2. 本財団は法第17条2項の規定により、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行わない。

3. 本財団は、利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取扱わない。ただし、法第18条3項1号ないし6号（法令に基づく場合、人の生命、身体又は財産の保護のための場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき、等）に定める場合については、適用しない。

4. 本財団の個人情報の利用目的は以下のとおりとする。（この利用目的と具体的書類の関係などの詳細は本規程細則に規定する。）

(1)本財団が別にHPに公表する奨学金給付規程及び奨学生募集要項に定める学生提出書類は、①奨学生選考、②奨学生採用及び給付、③奨学生及び奨学金給付の終了のため

(2)奨学生終了後の当財団との関係に関する提出書類において同意を得た奨学生であった者（以下「元奨学生」という。）との良好な関係を維持し元奨学生の意見を聞く等のため

(3)本財団の運営上、①本財団の理事、監事、評議員、選考委員及び事務局長の候補者を理事会又は評議員会において審議し選定又は選任し本財団の運営を適正化するため、及び選任後に本財団HP等に開示公表し本財団をより理解してもらうため、②本財団の契約先（委託先、顧問先を含む。）との契約を締結することで本財団を適正に運営するため、③本財団への寄付に関して寄付者の同意により寄付記録（寄付日、氏名、寄付金額の内同意された事項）をHPに掲載するため、④その他名刺交換等により収集した氏名、住所、電話番号、mailアドレス等のデータは運営上必要な連絡・交信のため

(不適正な利用の禁止)

第4条 本財団は法第19条の規定により、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用しない。

(個人情報の適正な取得)

第5条 本財団は法第20条1項の規定により、偽りその他不正の手段により個人情報を取得しない。

2. 法第20条2項の規定により、本財団は、あらかじめ本人の同意を得ないで、要配慮個人情報を取得しない。ただし、法第20条2項1号ないし8号（法令に基づく等。）の場合はこの限りではない。

(データ内容の正確性の確保等)

第6条 本財団は法第22条の規定により、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ最新の内容に保つとともに、利用する必要がなくなったときは、当該個人データを遅滞なく消去するよう努める。

（個人データの人的安全管理）

第7条 本財団は法第23条の規定により、取り扱う個人データの漏えい等の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じる。

2. 本財団は法第24条の規定により、役職員等に個人データを取り扱わせるに当たっては、当該個人データの安全管理が図られるよう、役職員等に対する必要かつ適切な監督を行なう。
3. 本財団は個人データを取扱う役職員等に「個人データ取扱記録表」（この詳細は本規程細則に規定する。）を記入させ、個人情報取扱責任者が毎月1回これをまとめて「個人データ取扱月次記録」として保管する。
4. 本財団はこの条以降の「個人データ」の安全管理措置の対象には、取得済み又は取得しようとしている個人情報であって、個人データとして取り扱うことを予定しているものが含まれるものとする。

（個人データの委託先の安全管理）

第8条 本財団は法第25条の規定により、個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合は、その取扱いを委託された個人データの安全管理が図られるよう、委託を受けた者（「委託先」という）に対する必要かつ適切な監督を行なう。

2. 委託先は、社会通念上相当な事業活動を営む者であると個人情報取扱責任者が見込んだ者とする。
3. 委託先は、本財団内で個人データを取扱い、個人データを、委託先に持ち出さず、委託先で取り扱わず、保管しないものとする。ただし、やむを得ない場合は、個人情報取扱責任者が、個人データの安全管理を図れる委託先であることを確認した場合、委託先への持ち出しを認めることがある。

（個人データの物理的安全管理）

第9条 個人情報取扱責任者は、個人情報データベース等を扱う重要なシステムを管理する管理機器、及びその他の個人データ取扱機器について、それぞれ適切な管理を行う。

2. 個人データが記録された取扱機器及び書類等を盗難又は紛失等を防止するために、施錠できる書庫等に保管する。ただし、取扱機器等は施錠できる机等に保管してもよい。
3. 個人データが記録された書類等を原則持ち出さない。やむを得ず持ち出す場合、鍵の付いた専用のケースを用いる等の紛失・盗難等を防ぐ安全な方策を講じる。
4. 前3項記載の管理機器、取扱機器を廃棄する場合は、破壊等復元不可能な状態にする専門業者に依頼して廃棄する。

（個人データの技術的安全管理）

第10条 個人情報取扱責任者は、個人情報データベース等の担当者及び取扱う個人情報データベース等の範囲を限定するために、適切なアクセス制御を行う。役職員等に付与されたアクセス権は人事異動（契約更新を含む。）時に見直しや変更の管理を行う。

2. 個人データを取扱う機器等の①オペレーティングシステムを最新状態にアップデートすること、②セキュリティー対策ソフトウェア等を導入し最新状態にアップデートすることにより、個人データを取扱う情報システムを外部からの不正アクセス又は不正ソフトウェアから保護する。

(漏えい等の通報及び調査義務等)

第11条 役職員等は、個人データの漏えい、滅失又は毀損（以下、あわせて「漏えい等」という。）を知った場合、又はそのおそれがあると気づいた場合には、直ちに個人情報取扱責任者及び代表理事に通報しなければならない。

2 個人情報取扱責任者は、前項の通報を受けた場合には、直ちに被害が拡大しないように措置を講じるとともに、事実関係を調査する。

3 個人情報取扱責任者は、前項の調査結果に基づき、当該漏えい等の影響範囲を特定し、当該漏えい等についての具体的対応及び対策を講じるとともに、再発防止策を策定する。

4 個人情報取扱責任者は、2項の調査の結果を得て、次に定める事項を直ちに代表理事に報告する。

ア 漏えい等した情報の範囲

イ 漏えい等先

ウ 漏えい等した日時

エ その他調査で判明した事実

(個人情報保護委員会への報告及び本人への通知)

第12条 本財団は、法第26条1項の規定に基づき、個人の権利利益を害するおそれ大きいものとして個人情報保護委員会規則で定めるものとして次に掲げる漏えい等が生じたときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を個人情報保護委員会に報告する。

①要配慮個人情報に含まれる個人データ（高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じたものを除く。以下同じ。）の漏えい等

②不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある個人データの漏えい等

③不正の目的をもって行われたおそれがある個人データの漏えい等

④個人データに係る本人の数が1000人を超える漏えい等

2. 本財団は本人に対し、法第26条2項の規定に基づき、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を通知する。ただし、本人への通知が困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

(個人情報の保有期間と廃棄)

第13条 個人情報及び保有個人データの保有期間は、本財団の必要な期間とし、個別に本規程細則に定める。

2. 保有期間を経過した個人情報及び保有個人データは、（保有期間の経過を確認し且つ手続が完了した後）速やかに廃棄又は消去する。

3. 個人情報に係わる書類やミスプリントした出力帳表等は、契約を締結した溶解業者に委託して復元不可能な手段で廃棄する。

(個人データの第三者提供)

第14条 本財団は法第27条1項の規定に基づき、原則として、個人データは本人の同意がない限り、第三者に提供しない。ただし、法令の遵守、人の生命身体又は財産の保護、国の機関/地方公共団体等が法令の定める事務遂行等、法第27条1項1ないし7号に該当する場合は、この限りではない。

2. その他、法第 27 条 2 項ないし 6 項の規定に該当する場合はそれに従う。

(保有個人データの公表等)

第 15 条 本財団は法第 32 条 1 項の規定により、保有個人データに関し、法第 32 条 1 項 1 ないし 4 号に掲げる事項について、本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）に置くものとする。

2. 本財団は法第 32 条 2 項の規定に基づき、本人から、当該本人が識別される保有個人データの利用目的の通知を求められたときは、法第 21 条 4 項 1～3 号に該当する場合を除き、本人に対し、遅滞なく、これを通知する。

3. 本財団は法第 32 条 3 項の規定により、前項の規定に基づき求められた保有個人データの利用目的を通知しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知する。

(保有個人データの開示等)

第 16 条 本財団は法第 33 条の規定に基づき、保有個人データの開示、照会（以下「開示等」という。）を請求された場合は、本人の確認を行い、書面又は本人が同意した他の方法により適切に対応する。ただし、奨学生の選考過程等に関する情報については、開示等に応じない。また一部においても開示しない旨又は開示できない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知する。

(保有個人データの訂正等)

第 17 条 本財団は法第 34 条の規定に基づき、保有個人データの内容の訂正、追加又は削除（以下「訂正等」という。）を請求された場合は、本人の確認を行い、記載事項等を確認し、速やかに訂正等に対応する。訂正等を行ったとき又は訂正等を行わない決定をしたときは、本人に対し遅滞なくその旨（訂正等を行ったときはその内容を含む。）を通知する。

(保有個人データの利用停止等)

第 18 条 本財団は法第 35 条の規定に基づき、保有個人データの利用の停止又は消去（以下「利用停止等」という。）の請求を受けて、その請求に理由があることが判明したときは、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等を行ない、その旨を本人に通知等の対応をする。

(請求等に応じる説明と手続)

第 19 条 本財団は法第 36 条の規定に基づき、本人から請求された措置の一部においても、その措置をとらない旨を通知する場合には、本人に対し、その理由を説明するよう努める。

2. 本財団は法第 37 条の規定に基づき、開示等の請求等を受け付ける方法を定めることができる。この場合は、本人に過重な負担を課するものとならないよう配慮する。

(手数料)

第 20 条 本財団は法第 38 条の規定に基づき、法第 32 条の 2 項の規定（保有個人データの利用目的）の通知又は法第 33 条 1 項の規定の開示の請求等を受けたときは、当該措置の実施に関し、実費を勘案して合理

的であると認められる範囲内において、手数料を徴収することができる。徴収する場合は事前にその額等を通知する。

（苦情処理）

第21条 法第40条の規定に基づき、個人情報の取扱いに関する苦情は、個人情報取扱責任者が適切かつ迅速に対応する。

2. その対応については代表理事に報告する。

（個人情報取扱責任者）

第22条 個人情報取扱責任者は、個人データの安全管理のため、必要かつ適正な措置を定め、当該個人データを取扱う役職員等に順守させる。また個人データの不正アクセス、漏えい等の防止に努める。

2. 個人情報取扱責任者は、必要によりシステム管理者（データ保管責任者を兼務）の協力を得ることができる。

3. 個人情報取扱責任者に事故あるときは、代表理事の指名する者が代理を務める。

（個人情報取扱規程細則）

第23条 代表理事は、個人情報取扱規程に関する詳細を本規程細則に定めることができ、これを制定又は改定したときはその後に開催される理事会に報告しなければならない。

附則

この規程は、2025年6月24日から施行する。（2025年6月24日理事会決議）